

東北農政局公正入札等調査委員会会則

(趣旨)

第1条 「公正入札等調査委員会の設置等について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知。以下「通知」という。)に基づき、東北農政局の所掌事務に係る契約に係る入札等の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札等に係る談合情報又は入札等に関して職員が談合があると疑うに足りる事実(以下「入札等談合情報等」という。)に対して適確な対応を行うために設置する「東北農政局公正入札等調査委員会」(以下「委員会」という。)の会則を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会の委員は、通知に定める委員長たる総務部長のほか、次の者をもって構成し、委員長が主宰する。

(委員)

総務課長
会計課長(委員長代理)
当該案件担当課の部の主管課長
当該案件担当課の課長

(事務局)

第3条 通知第6に規定する委員会の事務局は、会計課に置くものとする。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。